第三十一条の二第一項中「次に掲げる者」を「同項に規定する被災農用地（以下この条において「被災農用地」という。）の所有者であることにつき、当該被災農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第二号中「法第四十条の二第一項に規定する」を「（以下この条において「被災農用地」という。）」及び「農業委員会（当該被災農用地が対象区域内農用地である場合には、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長）」を「市町村長」に改め、同項第五号中「代わる」の下に「法第四十条の二第一項に規定する」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十一条の三中「第四十条の二の二第一項」を「第四十条の三第一項」に改める。

第三十二条の二を削る。

第三十七条第一項第一号及び第二項第二号中「、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　指定金融機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合　指定金融機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対して危機対応業務として行う特定資金の貸付け

第三十九条第一項、第二項第二号及び第四号並びに第三項中「又は特別区の区長」を削る。

第四十条第一項中「次に掲げる者」を「同項第一号に規定する対象区域内農用地（以下この条において「対象区域内農用地」という。）の所有者又は対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることにつき、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第二号中「法第五十条第一項第一号に規定する被災農用地（以下この条において「被災農用地」という。）若しくは」、「被災農用地若しくは」及び「当該被災農用地の所在地の農業委員会又は」を削り、同項第三号中「被災農用地若しくは」及び「当該被災農用地の所在地の農業委員会又は」を削り、同項第四号中「被災農用地又は」を削り、「第二項第二号」を「前項第二号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「被災農用地の所在地の農業委員会又は」を削り、同項を同条第三項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十条の改正規定及び第三十九条の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項第一号中「第七項」とあるのは「第七項、第十条の二第一項」と、「第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項」とあるのは「第十条の五第三項」と、「第四項まで、第十条の五の五第三項」とあるのは「第三項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第三項及び第四項」と、同条第八項中「第七項」とあるのは「第七項、第十条の二第一項」と、「第七項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項」とあるのは「第十条の五第三項」と、「第四項まで並びに第十条の五の五第三項」とあるのは「第三項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第三項及び第四項」と、「第五条の三第八項」とあるのは「第五条の三第七項」と、「は「規定並びに」とあるのは「は「規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の」とする。

2　この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）から経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四項まで」とあるのは「第四項まで」と、「第三項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第三項及び第四項」とあるのは「第三項まで」と、「第四項まで並びに第十条の五の五第三項」とあるのは「第四項まで」と、「第三項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第三項及び第四項」とあるのは「第三項まで」とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　施行日から経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の二第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「第十条の五の六第三項及び第四項、第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と、同条第八項中「第三項まで、」とあるのは「第三項まで並びに」と、「並びに第十条の五の六第三項及び第四項の規定」とあるのは「の規定」とする。

（個人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第四条　改正法附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十一条の二の規定に基づく旧令第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　改正法附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項各号において「旧効力震災特例法」という。）第十七条の二の規定に基づく旧令第十七条の二の規定は、なおその効力を有する。

2　改正法附則第八十条第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　旧効力震災特例法第十七条の二の規定に係る改正法第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号において「新法」という。）第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十二条の二第一項又は第四項の規定

二　旧効力震災特例法第十七条の二の規定に係る新法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定（法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第六条　改正法附則第八十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二の規定に基づく旧令第十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

2　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の三に規定する受託法人（他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）に対する旧効力震災特例法第十八条の二の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四）」とあるのは、「百分の二十」とする。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗